

計画策定の背景

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)に基づき、三重県が策定した「三重県建築物耐震改修促進計画」を上位計画として策定するもので、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画です。

南海トラフ地震等の大地震発生の切迫性が指摘されるなか、国の定めた基本的な方針(平成18年国交省告示第184号)を踏まえ、建築物における計画的かつ緊急な耐震化を推進するための取組方針や計画目標を定めており、名張市建築物耐震改修促進計画[第二次計画](2021(令和3)~2025(令和7)年度)に引き続き計画となります。

計画の基本事項

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針や目標、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、市及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、市内における地震による建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

(2) 対象区域: 名張市全域

(3) 計画期間: 2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間

(4) 対象建築物: 全ての建築物を対象とします。特に、1981(昭和56)年5月31日以前(旧耐震基準)に建築された住宅及び特定の建築物※を対象に耐震化を図ります。

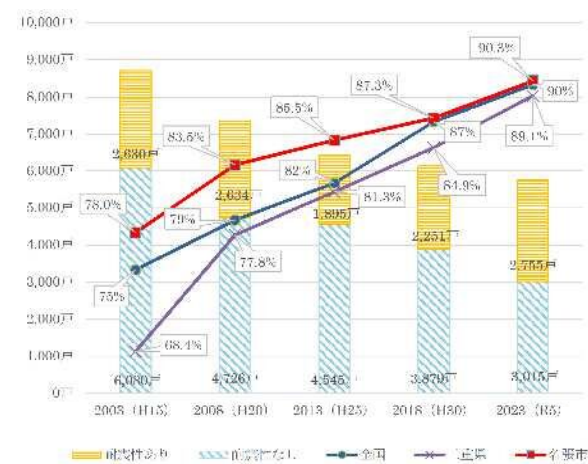
※特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物(法第14条)及び要安全確認計画記載建築物(法第7条)をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条)も含まれます。

計画の目標

(1) 住宅の目標

目標1 住宅の耐震化 目標: 耐震化率 95%以上 (2023(R5)年度推計値: 90.3%)

住宅については、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)」の中で、2035(令和17)年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、また「第1次国土強靱化実施中期計画」の中で、2030(令和12)年までに住宅の耐震化率を95%、2035(令和17)年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とする目標を設定しています。三重県も同様の目標設定であり、こうしたことを踏まえ、名張市における住宅の耐震化の目標は、引き続き「住宅の耐震化率」とし、計画期間の最終年度である2030(令和12)年度の目標値を95%以上とします。



(2) 特定の建築物の目標

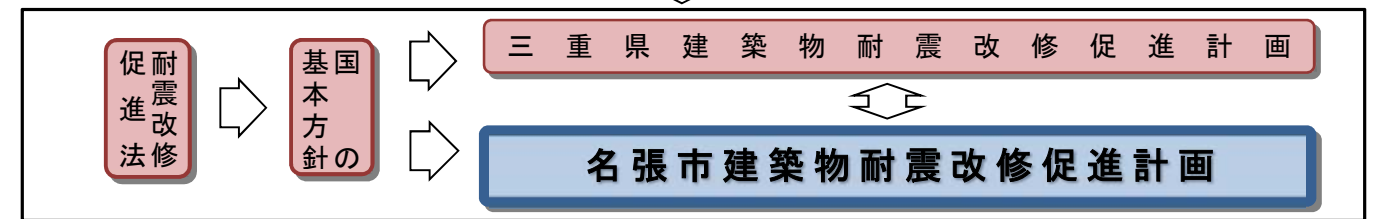
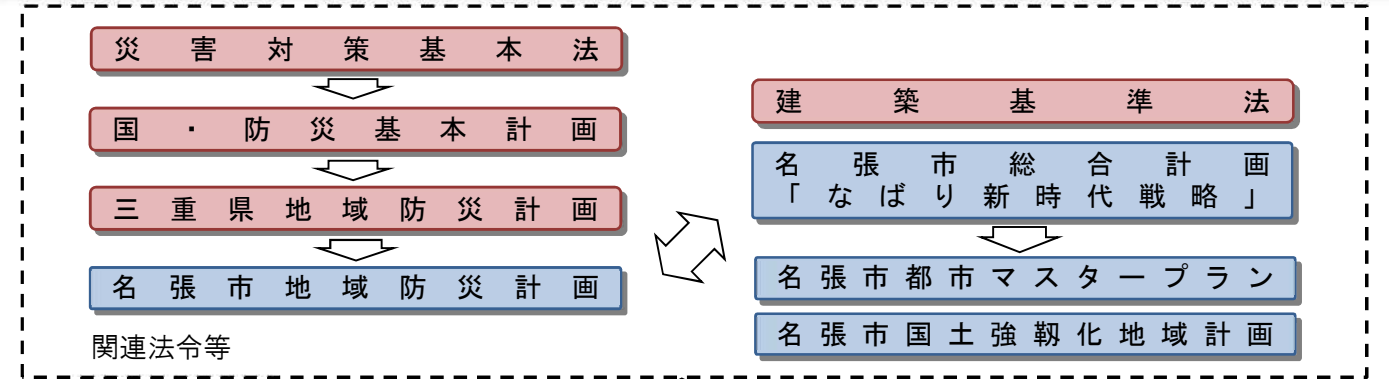
目標2 民間建築物の耐震化 目標: 耐震化率 90%以上 (2023(R6)年度末現状値: 87.8%)

民間建築物では、多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要となる用途分類A及びBの建築物は、2024(令和6)年度末時点で耐震化が完了しています。

引き続き、用途分類C(A、B以外の施設)の耐震化を推進することにより、2030(令和12)年度末までに耐震化90%以上を目標とし、民間建築物の耐震化を推進します。

年度	用途分類	建築物総数	耐震化状況		耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし	
2024(R6)	A	26	26	0	100%
	B	12	12	0	100%
	C	77	63	14	81.8%
	計	115	101	14	87.8%

計画の位置づけ



建築物の耐震化のための施策

住宅の耐震化	木造住宅の耐震化の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木造住宅の耐震化に対する支援</li> <li>○耐震性のない空き家の除却に対する支援</li> <li>○耐震補強工事に要する費用の低減の推進</li> <li>○補助金に係る代理受領制度の活用</li> <li>○耐震改修利子補給制度の活用の促進</li> </ul>
	住宅の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築相談窓口を活用した耐震診断・耐震改修に係る相談体制の確保</li> <li>○住宅の戸別啓発の実施</li> <li>○市広報やインターネット等を活用した情報提供</li> <li>○耐震診断を行った住宅所有者等への啓発</li> <li>○防災教育を通じた啓発</li> <li>○地元組織を通じた啓発</li> <li>○新耐震基準木造住宅の耐震性能検証と維持管理の啓発</li> </ul>
建築物の耐震化	建築物の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震化を促進する環境整備</li> <li>○市有建築物の耐震診断の結果及び耐震化状況の公表</li> <li>○要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表</li> </ul>
	計画的な耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和</li> <li>○建築物の地震に対する安全性の表示制度</li> <li>○区分所有建築物の議決要件の緩和</li> </ul>
	多様な主体との連携	○関係部局、関連団体との連携
まちの安全対策	まちづくりにおける建築物の耐震化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震時に通行を確保すべき道路の指定</li> <li>○耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援</li> <li>○既成市街地の耐震化の促進</li> <li>○空き家対策</li> <li>○がけ地に近接する等の危険住宅に対する移転支援</li> </ul>
	耐震化の促進のための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害予測図の普及啓発</li> <li>○洪水・土砂災害ハザードマップの作成</li> <li>○避難路沿道建築物耐震化状況マップの普及啓発</li> </ul>
その他建築物の地震に対する安全対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ブロック塀等における安全対策</li> <li>○屋外広告板・窓ガラス・外壁等建築物からの落下物防止対策</li> <li>○大規模空間建築物における天井材等の脱落防止対策</li> <li>○エレベーターにおける耐震対策</li> <li>○長周期地震動への対策</li> </ul>